

期日前投票所の場所

役場早来庁舎及び追分庁舎の各期日前投票所

※投票区にかかわらず、いずれの期日前投票所においても投票できます。

ご持参いただくもの

投票所入場券（印鑑は不要）

■投票所入場券の配付は、第45回衆議院議員総選挙の公示日以降となります。

■投票所入場券を紛失された方も投票することができません（前ページ「投票所入場券の配付」の項目をご参照ください）。

■不在者投票について

指定された病院・老人ホーム等に入院・入所されている方はその施設、町外に滞在している方はその滞在先の選挙管理委員会において不在者投票ができますので、入院・入所されている施設及び安平町選挙管理委員会に早めに申し出てください。（町内指定施設：追分菊池病院と追分陽光苑）
なお、指定されていない施設に入院・入所されている方は、最寄りの選挙管理委員会等で不在者投票をしていただく

くこととなります。詳しくは安平町選挙管理委員会事務局にお問合わせください。

※公示日前でも請求することができしますので、早めにご請求いただきますようお願いいたします。

■郵便等による不在者投票

身体に重度のしょうがいのある方は、自宅などで投票することができ「郵便等による不在者投票」という制度があります。郵便等による不在者投票を行うには郵便等投票証明書の交付を受けることが必要となります。

対象となる方は

(1)「身体障害者手帳」の交付を受けている方で、次の各号に該当する方

- ①心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸のしょうがいにあつては1級又は3級の方
- ②両下肢・体幹・移動機能のしょうがいにあつては1級又は2級の方
- ③免疫のしょうがいにあつては1級から3級までの方

(2)「戦傷病者手帳」の交付を受けている方で、両下肢・体幹のしょうがいにあつては恩給法の特例項症から第2項症までの方。心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸のしょうがいにあつては特別項症から第3項症までの方

を受けている方で、両下肢・体幹のしょうがいにあつては恩給法の特例項症から第2項症までの方。心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸のしょうがいにあつては特別項症から第3項症までの方

(3)介護保険法上の要介護者で、介護保険の被保険者証に要介護状態区分が要介護5である者として記載されている方

▽証明書の請求方法
安平町選挙管理委員会に身体障害者手帳、戦傷病者手帳又は介護保険被保険者証を添えて郵便等投票証明書交付申請書を提出してください。（用紙は選挙管理委員会にあります。）

※郵便等投票証明書の有効期間は7年間（上記③の「要介護5」である方については、要介護認定の有効期間）となります。

※郵便等投票証明書の交付を受けている方は、投票日の4日前までの8月26日(水)17時までに投票用紙等の請求を行ってください。

不明な点については安平町選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

投票所

みなさんが投票する投票区及び投票所は、第1から第12投票所で下の表のとおりとなっています。お手元に配達される「投票所入場券」に投票区・投票所が記載されていますので、投票の際には必ずご確認ください。

なお、今回の選挙より一部の地域の方の投票所が変更となっていますので、ご注意ください。

◇前回の選挙までみずほ館で投票していた方は、今回の選挙より安平公民館で投票することになります。

◇前回の選挙まで東遠浅生活館で投票していた方は、今回の選挙より遠浅公民館で投票することになります。

投票区・投票所一覧表

投票区	投票所	投票区	投票所
第1投票区	旭陽会館	第7投票区	北進会館
第2投票区	青葉会館	第8投票区	町民センター
第3投票区	ふれあいセンターい・ぶ・き	第9投票区	早来研修センター
第4投票区	花園若草会館	第10投票区	北町会館
第5投票区	明春辺会館	第11投票区	富岡小学校
第6投票区	安平公民館	第12投票区	遠浅公民館

第45回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査は次のとおり即日開票します。
時間 8月30日(日) 21時20分より
場所 町民センター大ホール
参観 先着160名まで
（開票所の混乱を避けるため、入場を制限しています。）